

社会福祉法人芳香稚草園
令和2年度 わかくさ中央こども園事業計画

1. 保育理念

子どもたち一人一人の最善の利益を追求し、おもいやりのところ、感謝のところを育み、地域社会とともによりよい方向へ邁進する。

この保育理念をもとに、日々の保育はもちろんのこと、地域社会や地域福祉に貢献するという当法人の存在意義を明確にしなが、地域の方々へのサービス向上と地域に信頼していただける社会福祉法人芳香稚草園を目指す。

2. 教育・保育方針

「生命尊重の保育」を具現化するために、下記の保育方針を掲げている。

- 正しきを観て、絶えず進む保育
- 良き社会人を作る保育
- 基本習慣・自立心・創造力・思考力・協調性を育む

3. 教育・保育目標

「もっと素直になれたらいいな もっと感謝ができたらいいな」

素直な心から思いやりが生まれます。お互いが尊重し合えば感謝も生まれます。「思いやり」と「感謝」の気持ちが持てる心の育ちを幼児期から育むことを重点におきながら、教育・保育実践を展開します。

社会福祉法人芳香稚草園で育むべきこどもの姿として下記のをあげています。

- ・素直な気持ちで「ありがとう」「ごめんなさい」がいえ子
- ・自分で考え、正しきを選ぶことができる子
- ・自分のことのように、他人を思いやることができる子
- ・失敗から学び成長できる子
- ・いきいきと遊ぶ子
- ・表現豊かな子

4. 事業方針

法人の基本理念、事業基本方針、運営実績を事業計画の基本として、地域の特徴や、保護者の様々な就労形態などのニーズを踏まえ、乳児や延長保育・預かり保育等の特別事業を展開、芳香稚草園との連携を密に行い保育内容の向上を図り、心身ともに健全な乳幼児の養護と教育の場として健やかな育成を行う。

また、地域の子育て力に貢献する場として、必要機関との連携を図り、保育園内での連携など組織力の強化に努める。事業計画の方針に従い、極めて細やかな保育を実現する。すべ

ての事業を子育て支援を基本とした原則により、成長発達の連続した視点により全体的な計画・教育課程を作成する。

そして、研修や施設間会議等を通して法人職員としての意識を高めると共に、就業規則、管理規定の定めるところにより職員の処遇を図る。

(1) 保育の充実

- ・教育保育要領の理解を深め、常に保育について見直しを行い10の姿を踏まえた中で、水遊びや、地域との交流など子ども達が自発的に活動できる環境を整備していく。
- ・園児数の増加による保育室の使い方など、年度初めの形にとらわれず、現状をふまえ子ども達の成長と発達に合わせた環境を相談し、整備していく。
- ・挨拶などの社会的なマナーや快適な環境を見直し、職員が子どもの手本となり、一緒に取り組むことで乳幼児期から必要な社会性を育てる保育を考えた実践を行う。
- ・こどもの経験が一律でなく育ちも多様であることから、集団の中の個と、個別性を意識した保育を行えるようにケース会議等を通してよりよい対応や環境を検討、実践していく。
- ・ヒヤリハット等を活用し、事故防止に努める。

(2) 保護者への支援

- ・様々な就労形態があることを理解し、安心して仕事ができるよう保育時間や、認定区分等の相談により保護者が望む親子関係が実現できるよう応援する。
- ・育ちに関わる悩みや、不安を抱える保護者に寄り添い、必要に応じて相談や面談などを行い、発達支援などで支援が必要な家庭は園外の機関とも連携し、保育教諭が保護者の気持ちに寄り添いながら一緒に必要な支援を実践していく。
- ・対面でのコミュニケーションを大切にし、降園時にはできるだけ担任が対応し一日の様子を伝えるようにする。預かり保育・延長保育時は、引き継ぎノートを活用して伝達漏れのないようにする。
- ・キッズリーを導入し、画像でも園の様子が伝わる見える保育の一助となるようにする。また、個別でコミュニケーションが必要な家庭には引き続き連絡ノートを活用しこどもの育ちを共有して確認できるように進めていく。
- ・市の様々な発達支援や就学支援、療育機関と連携をとり、園と市、地域全体で保護者を支援しやすい環境を作っていく。

(3) 地域交流事業

- ・地域の方と連携し、「絵本の読み聞かせ会」や「演奏会」「食育集会」等で世代間の交流を図る。
- ・学校行事にも積極的に参加し、幼保小の連携強化に努め、一人一人の育ちの連携を図る。
- ・社会福祉事業の見える化を図るため、月1回の地域通信を地域、学校関係、子育て支援施設等に向けて発信する。

- ・周辺の福祉施設へ職員が訪問し地域の方と交流を深める。
- ・地域の「一・六市」に出かけ会話や買い物を通して地域との交流を深める。

(4) 法人職員としての職員育成

- ・法人研修体系に沿った現認職員への人材育成体制の充実を図る。
- ・法人内での職員の行動ひとつひとつが、法人理念の「感謝の心と思いやり」に基づき行われるものであることを周知し、徹底する。
- ・園全体に保育力の向上が結びつくよう、園内研修で従来の保育の再評価を行うとともに、保育概論や、実践的な保育技術の研修にも派遣し、日常の保育を豊かにできるよう、全職員に研修の機会を与えていく。
- ・部門リーダーが学んできた専門的な研修を園内での部門会議に活かし、職員全体で学び保育に反映できるようにしていく。また反映するために会議の在り方も部門リーダーと共に検討していく。

(5) 感染症対策について

令和2年1月から国内でも新型コロナウイルス感染症の罹患が報告され地域や市町村によっては登園自粛、休園という対応もある。園でも登園時の検温、手指消毒、空気清浄機の使用、定期的な園内の消毒、職員のマスク着用等を行い園内外での感染症対策を徹底する。

しかし、子どもの情緒や人格形成には愛着やコミュニケーションが欠かせないことから感染症対策をしつつ現状でできる教育や保育をその都度検討し実践できるようにしていく。

保護者の参加する行事や対外的な行事については利用施設との連絡を密に行いどのように実施できるかを考えていく。

5. 運営

(1) 職員配置

常勤職員 19名 園長 1名 教頭、主管保育教諭及び保育士 13名 看護師 2名
調理員 2名 事務兼運転手 1名
非常勤職員 9名 保育士 2名 栄養士 1名 子育て支援員 3名
保育補助 1名 延長保育補助 2名

(2) 児童定員 120名

利用定員 120名 認可定員 140名

(内訳)

保育を必要とする子ども 110名

保育を必要とする以外の子ども 10名

(3) 開所時間

| | | |
|--|--------|-------|
| | 通常教育時間 | 預かり保育 |
|--|--------|-------|

| | | |
|-----------|------------|-------------|
| 教育標準時間利用児 | 8：30～15：30 | 15：30～19：30 |
| | 通常保育時間 | 延長保育時間 |
| 標準時間保育利用児 | 7：15～18：15 | 18：15～19：30 |
| 短時間保育利用児 | 8：30～16：30 | 16：30～19：15 |

6. 各部署の運営方針

○3歳未満児グループ

家庭での育ちや、生活リズムが大きく異なる場合が多いことから、個別の育ちを踏まえた保育と、保護者への発信を検討していく。

また、咀嚼の状態や食材の未接種からできる離乳段階の個人差や、アレルギー食対応など食に関する面が課題になりつつあることから、保護者はもちろん職員も正しい知識を学び発信することが求められる。また、0.1.2歳児は快不快を経験し、情緒が大きく伸びることを理解し一つ一つの保育について意義を話し合い、子どもの成長につながる保育を検討していく。

○3歳以上児グループ

身の回りのことも一人でできるようになり、心身共に大きく発達をしていく年齢であるが集団の中の一人としてだけでなく、一人の人間として成長を捉え保育にあたる。

同年齢の集団の中で育つことから、自身の考えの他にも他者の自発的な考えを大切にする。また、思いを表現する力を育てられるようにする。

活動は「前向きに経験すること」を主眼に置き、苦手なことにも前向きに取り組めるような言葉かけ、環境を整える。

以上のことを踏まえ、異年齢交流や活動・行事などを通し、集団での生活や他者を思いやる心を育む。

※両グループで行事への取り組み方や取り組む意味を再確認し見直しを行い、今の子ども達の育ちに合った計画を立てていく。

年間行事計画

| 月 | こども | 保護者 |
|---|-------------------------------|------------------------------|
| 4 | 入園式・進級式 新入園児歓迎会 | 入園式・進級式 保護者会役員会、総会 |
| 5 | こどもの日会 ・ 交通安全教室 上野動物園(5歳児) | 保育参観(3歳児) |
| 6 | 保育参観(3歳未満児) 親子バス遠足(3歳以上児) | 保育参観(3歳未満児) 親子バス遠足(3歳以上児) |

| | | |
|----|---|--|
| 7 | プール開き ・ 七夕まつり 七夕集会(3歳未満児) 見附まつり樽囃子(有志) 保育参観(3歳児) | 七夕まつり(祖父母) 七夕集会(3歳未満児) 見附まつり樽囃子(有志) 保育参観(3歳児) |
| 8 | プール納め | 保護者会役員会 |
| 9 | 運動会 | 運動会 |
| 10 | 遠足 ハロウィン | |
| 11 | 親子劇場(3歳以上児) | 親子劇場(3歳以上児) |
| 12 | 生活発表会 クリスマス会 | 生活発表会 |
| 1 | 卒園写真撮影 保育参観(5歳児) | 保育参観(5歳児) |
| 2 | 節分 ・ 作品展 一日入園 ・ お別れバザー | 保護者会役員会 一日入園 |
| 3 | ひな祭り会 お別れ会 ・ 卒園式 | 新年度説明会 ・ 保護者会総会 卒園式 |

※毎月実施・・・誕生会

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては行事の変更、中止を行う。

○気になる子検証部

発達や成長の中で気になることがある子どもについて、会議で園生活のみでなく家庭などの周りの環境も含め検討し、どのような関わりや援助が必要かを話し合い必要であれば市や関係機関へサポートに繋げていく。また、特性についての理解を深めるよう研修に出向し、内容や資料を共有する。

会議内容を見直し、気になる行動の起こりを検証することも加え、一人一人の理解を更に深めていく。

○給食・食育指導部

- ・安全安心の食材の調達と衛生管理
- ・毎月の献立立案。手作りおやつのかさ案。季節を感じられる楽しい食事の提供。
- ・離乳食、アレルギー除去食の実施。医師の指示書の下、毎月保護者と献立表を確認し合い除去を行う。保育士、看護師と連携を図り誤食防止に努める。
- ・食育計画を策定し、各クラスと連携を図り実施する。
- ・給食だよりの発行。
- ・保育参観の給食試食会、作品展でのレシピ紹介

- ・法人園との連携、内容の協議

○保健衛生部

園児保健や、感染症予防等を会議等で報告する。

園内の保健衛生について、法人園と連携、協議をして全職員の統一を図る。

| 園児・家庭 | 職員 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 月 1 回 ・内科検診 年 2 回 ・歯科検診 年 2 回 ・保健たより発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症、おう吐物処理の研修 ・職員健康診断 ・検便 全職員年 2 回 給食、0、1 歳児担当 月 2 回 2 歳児担当 月 1 回 ・インフルエンザ予防接種 |

○防火・防犯部

災害マニュアルと防犯マニュアルに沿った訓練の徹底と、周知。

予想される危険に対する対策の周知。

- ・防災避難訓練
- ・防犯訓練
- ・ヒヤリハットの集計、分析、解決策考案
- ・防災備品の点検

【会議】

- ① 職員会議 月 1 回 定例会議(園長指導事項、各行事計画、各会議内容を含めたクラス報告、給食会議報告、保健衛生会議報告)
- ② 部署会議 月 1 回 (ケース会議、ヒヤリハット会議、保健衛生会議、給食会議)
- ③ 保育部会議 月 1 回 (3 歳未満児グループ会議、3 歳以上児グループ会議)
- ④ グループ長会議 隔月 1 回 (各運営部報告、改善事項検討)
- ⑤ 主査会議 随時
- ⑥ 経営人事管理運営部会議 随時
- ⑦ 法人内部門長・保育部会議 随時

7. 人材育成

- ・マニュアルをもとに、保育の基礎を共有し、全体での質の向上を図る。
- ・職員の経験年数や、職務に応じた研修に出向し個々での向上や、成長を促す。また研修

内容を共有し職員の学びへとつなげていく。

- 一人一人の職務、能力や経験を保育に活かせるように必要であれば担当や係を設置する
- 1分スピーチや経験年数別などで研修を行い職員一人ひとりの連携を深める。
- 業務の分担・見直しを行い職員一人ひとりが心身ともに充実して勤められるようにライフワークバランスを保つ。

8. 苦情解決第三者委員

- 保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、更なる資質向上するために保護者のご意見・要望(苦情を含める)申し出窓口(受付担当者)を設置し、意見・要望に対して相談解決責任者が第三者委員の助言の元、適切に対応する体制を整える。